



第123号

行政と町民の調和（ハーモニー） 草津町議会だより Harmony



どんどん焼

主

な

内

容

こんなことがきました	P 2
補正予算	P 3
議案質疑	P 4
水源視察報告	P 5
委員会審査報告	P 6～7
懲罰動議	P 8
忙中感記	P 9
追跡・請願・陳情結果	P 10
一般質問（3人）	P 11～13
町民広場・編集後記	P 14

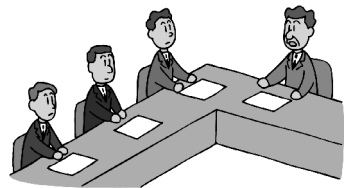
平成24年草津町議会第6回定例会が12月3日から12月7日までの5日間にわたり開催されました。条例制定3議案、一部改正1議案、補正予算6議案、その他3議案と選挙、推薦、承認、報告がそれぞれ1件づつ上程され慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

また、最終日には懲罰動議が上程され可決、一般質問では3名の議員が質問を行ない、町の考えをいただきました。

第6回12月定例会開催

(12/3～12/7)

こんなことが きまりました



条例制定・改正等

○議案第1号

草津町暴力団排除条例の制定

暴力団排除について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者並びに来町者の役割等を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する総合的な推進を図り、安全かつ平穏な町民生活の確保及び事業活動の健全な発展の実現に資するため、条例の制定を行いました。

○議案第2号

草津町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、町が一般廃棄物を処分するため

に設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を町が定める条例に委任されたことに伴い、技術管理者の資格を定める条例の制定を行いました。

○議案第3号

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の制定

たたずまいを大切にしたい街なみ環境の保全と歴史・風土・湯治文化等の伝承を踏まえ、町の活性化と町民の健康的な生活に寄与することを目的とし、御座之湯を設置し、その管理運営に関する条例の制定を行いました。

○議案第11号

温泉引用者移転許可

羽田館の温泉引用者の移転を許可しました。

・新引用者

(有)羽田館

代表取締役 田村佳之

・旧引用者

(有)羽田館

代表取締役 羽田協子

○議案第4号

草津町給水条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、水道法が改正され、条例の一部改正を行いました。



建設が進む御座之湯

○議案第12号

指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しました。

・公の施設の名称
御座之湯

・指定する団体

株式会社草津観光公社

代表取締役 山本進一

・指定の期間

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

○議案第13号

吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に係る協議について

事業認定の更新にあたり、規約に明記することとされたため、共同処理する事務として追加したものです。

人事案件

次の方の選挙・推薦に同意しました。

○選挙第1号

草津町選挙管理委員

中沢則之さん

山田武平さん

宮崎孝二さん

沖津照夫さん

草津町選挙管理委員補充員

佐藤純一さん

土田陽一さん

○推薦第1号

人権擁護委員候補者

山口育代さん(留任)

黒岩三男さん(新任)
根岸泰介さん(新任)

承認事項

議会を招集する時間がないため、町長が専決処分をしたもので、本会議初日に承認しました。

○承認第1号

平成24年度草津町一般会計補正予算(第4次)

衆議院議員選挙費の予算として、495万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億6千161万1千円としました。

報告事項

○温泉引用者名義書き換えについて

・新名義

(有)羽田館

代表取締役 羽田協子

・旧名義

羽田協子

平成24年度補正予算（12月定例会補正）

項 目	補 正 額	主 な 内 容	総 額
議案第5号 一般会計	1億1,700万7千円	《歳入》 町債の臨時財政対策債 ……………6,320万円 中学校トイレ改修事業借入金 ……………2,220万円 介護保険特別会計決算繰入金……………1,527万8千円 融雪施設管理委託金 ……………1,367万円 廃棄物処理施設モニタリング事業国庫補助金 ……………326万3千円 子育て支援事業……………133万円 浄化槽設置対策事業 ……………110万円 千客万来支援事業費県補助金……………▲500万円 《歳出》 財政調整基金 ……………4,000万円 光泉寺駐車場の融雪施設移設工事費 3,244万3千円 国保会計へ貸付相当分の繰出し金 ……765万4千円 予備費 ……………448万9千円 後期高齢者医療費町負担分 ……………334万2千円	39億7,861万8千円
議案第6号 国民健康保険 特別会計	1,870万6千円	《歳入》 療養給付費等交付金 ……………1,105万2千円 一般会計からの繰入金借入 ……………765万4千円 《歳出》 国への返還金 ……………1,888万円	10億5,907万7千円
議案第7号 介護保険 特別会計	5,869万8千円	《歳入》 決算繰越金 ……………5,574万1千円 《歳出》 決算及び精算に伴い、基金積立金 ……4,425万7千円 一般会計繰出金 ……………1,527万9千円	5億435万2千円
議案第8号 後期高齢者医療 特別会計	20万円	《歳入》 決算繰越金 ……………20万円	9,141万6千円
議案第9号 前口簡易水道 事業特別会計	200万9千円	《歳入》 決算繰越金 ……………264万3千円 基金繰入金……………▲63万4千円 《歳出》 修繕料及び電気料 ……………200万9千円	794万6千円

平成24年度 企業会計

会 計 名		補 正 額	補 正 額 後
議案第10号 温泉温水供給事業会計	収 益 的	収 入	464万8千円
		支 出	464万8千円
	資 本 的	収 入	3,076万4千円
		支 出	3,572万5千円
			2億6,325万6千円

補正予算って？

予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算のことをいう（地方自治法第218条）。

年度開始前に議会の議決を経て成立する当初予算は、当該年度に予想されるすべての歳入歳出等を見込んで編成されるが、年度途中において、災害の発生、政策の変更、制度の改正等があるとき、これらの事態に対応するためには、既定予算の金額又は予算科目に変更を加えることを認めざるをえない場合が生じる。

補正予算成立後は、既定額と合算した額が予算額となる。

議 案 質 疑



羽部光男議員

議案第1号

議会としても、9月議会で暴力団排除の決議をしたが、今回条例制定ということとは、大変いいことだと思う。罰則規定は無いが、現実起こった場合の町側の対処の仕方はどう考えているか。



町長

罰則規定は条例だから可能だが、慎重にやらなければならぬので、今後議会と協議しながらやりたい。

今回の制定は吾妻郡内町村一斉に制定し、内容はほとんど同じだが、1条の目的の中に町民並びに「来町者」

という言葉を入れさせていた。来町者」に対しても暴力団が不当なことをしてはならないと、いうものをあえて条例化したことは、他町村との違いだ。

どういう対処をするかというのだが、当然警察当局と連携はきちんとしていくし、徹底した対策を万全を期して、強い姿勢で臨む。先日の飲食店組合の集まりでは8名の弁護士がいた。警察と法律の専門家である弁護士軍団と併せてやっていく。

万が一警察や弁護士に連絡が取りづらな場合は、町に言ってもらえば、町が間に入って対処も考えたい。絵に描いた餅にならないように、生きる条例にしたい。



クリーンセンター



黒岩 卓議員

議案第5号

清掃総務費の委託料、一般廃棄物分析測定187万2千円の内容は何か。

生活環境課長

放射能の関係で、焼却灰と煙突からの排ガス、その測定がガイドラインで義務付けられたことと、補助金も付いたため、その費用の増額分。

黒岩 卓議員

補助金が足らなければ、東電に対して請求が可能なかどうか、検討はしているのかどうか。

るのかどうか。

生活環境課長

今回の分につきましては100%補助金がついている。

黒岩 卓議員

原発事故によって生じたものなので、東電に対する請求要綱にあたると思うが、今後検討されるのかどうか。

生活環境課長

当然、要因は東電で、今後補助がなくなった以降に、計測を続ける場合、それに対しては請求できるものと思う。

黒岩 卓議員

十分検討されて、可能な限り請求していただくよう要望する。



市川栄一議員

議案第10号の固定資産購入費、土地建物購入費について、詳しく説明願いたい。

温泉課長

これは昨年、グリーンハイツの地域住民より、共同浴場設置について請願があった。

その頃丁度、地域の旅館施設を手放したい話があり、ここには既に温泉が給湯されているので、これを町が購入し、今後共同浴場として整備するためのもの。

市川栄一議員

旅館を取得した後の共同浴場の設置について、具体的にどのような計画をしているのか。

町長

請願が採択されたため検討を行った結果、新たに造る場合、ざっと1億5千万ぐらいかかるという数字が出て、とてもすぐには出来ないという中、既存の施設がたまたまそういう話があったので、それに振り替えたもので、直ちに改修に入り、地域住民の強い要望もあるので、年内に供用できるように努力する。

市川栄一議員

地域住民の数十年前も前からの要望の施設なので、年内に利用できるように要望する。



2013. 2. 8 (5)

委員会審査・報告

総務観光常任委員会

付託された議案について、次のとおり慎重審議しました。

○議案第1号

草津町暴力団排除条例の制定について

暴力団排除に関する総合的な推進を図り、安全かつ平穏な町民生活の確保及び事業活動の健全な発展の実現に資するための条例制定です。

草津町においては、お客様が多いことも考慮に入れ、他町村にはない「来町者」との文言を入れ、広く暴力団排除の機運を盛り上げ、毅然とした態度で臨んでいくことを町全体として取り組んでいくためのものです。審議の中で、罰則規定なども今後検討していくべきとの意見も出されました。

慎重審議の結果、原案のとおり承認しました。

○議案第3号

御座之湯の設置及び管理運営に関する条例の制定について

現在建設工事を行っている御座之湯について、地方自治法の規定に基づき、必要な事項を条例で定めるものです。

内容は、利用料金、利用時間及び指定管理者の業務等であります。料金は入浴のみが、おとな500円、こども300円、町民は半額。また、2階広間の利用は時間制限を設け、入浴料込みで大広間は1,000円、中広間が1,500円。

料金設定は、大滝乃湯・西の河原露天風呂の利用料金とのバランスをとるとともに、類似施設として、道後温泉本館の休憩料金なども参考にしたとの説明がありました。

委員からは、飲食についての質問があり、当局からは周辺の飲食店やお土産店の影響も考慮し、牛乳・ジュース等の飲み物の販売をし、その他の物品販売についても、タオル等入浴に必要なもののみとするという回答がありました。

委員会といたしましては、スムーズな運営ができるようにしていただくことを要請し、原案のとおり承認しました。

○議案第5号

平成24年度草津町一般会計補正予算（第5次）（担当項目）について

平成24年度草津町一般会計補正予算（第5次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において87,742,000円を増額補正するものです。

主なものは、財産収入で、ホテルニュー高松ヤング館前の町有地売り払い1,109,000円の増額、草津よいとこ元気基金寄附金で1,792,000円の増額補正です。

委員からは町有地売り払い価格の算定方法についての質問がなされ、当局から不動産鑑定にて物件価格を決定して、不動産鑑定費と測量費を加え、売り払い価格としているとの回答がありました。

委員会としては、原案のとおり承認することといたしました。

○議案第12号

指定管理者の指定について

御座之湯の管理運営について、「草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」の公募の特例措置によって、株式会社草津観光公社を指定管理者として指定しようとするものです。

指定期間につきましては、平成25年4月から1年間です。委員からは「草津温泉に來たら必ず御座之湯に入らなければ」という価値観を持たせるような売り方をしていただきたい旨の意見の提案がありました。

慎重審議の結果、原案のとおり承認しました。

○付託議案外について

文京区内にある旧ホリデイ・ラブの建物について

委員より、文京区内にある旧ホリデイ・ラブの建物の老朽化が著しく、防犯・防災上、危惧されるので、今後どのような対応をするのか当局に質問がありました。

当局からは、登記簿謄本などで所有権者との確認をし、連絡先がわかり次第、文書で管理徹底の要請をしたい旨の回答がありました。

民教土木常任委員会

今議会において審議された民教土木常任委員会に付託された議案とその内容、審議結果を報告します。

☆ 議案第2号

草津町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の制定について

☆ 議案第4号

草津町給水条例の一部を改正する条例について

☆ 議案第5号

平成24年度草津町一般会計補正予算（第五次）（担当項目）について

（主な歳入、歳出については「こんなことが決まりました」にて）

☆ 議案第6号

平成24年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）について



☆議案第7号

平成24年度草津町介護保険特別会計補正予算
(第一次)について

☆議案第8号

平成24年度草津町後期高齢者特別会計補正予算
(第一次)について

☆議案第9号

平成24年度草津町前口簡易水道事業特別会計
補正予算(第一次)について

付託議案については慎重なる審議により、細部に
渡る調査、質問をへて原案の通り承認されました。

付託議案外(委員会に付託された案件外について
説明、審議を行うもの)

○今シーズンの除雪体制について (土木課より報告)

○新型インフルエンザ等対策本部条例について

健康増進計画「新・健康くさつ21」作成につい
ての報告。

その他の項目による審議内容

○道路敷の駐車について。

湯畑方面からトンネルを出た国道292号の交差点
の一部道路敷を個人的な駐車場として利用している
状況が以前より指摘をされていることについて

歩道設置工事が完成をし、光泉寺の立体駐車場が
完成し、稼働が始まればその交差点は草津で一番の
混雑する交差点となるので、道路敷としてどのよう
な使い方がよいか、委員会としても議会としてもス
ムーズな交通体系を図れるよう、当局とともに道路
管理者である群馬県に陳情していくことを提案し、
町側にも確認をとらせていただきました。

○いじめ問題対策の進捗状況について。

九月定例会において緊急動議のありましたいじめ
問題対策のその後の状況について、副委員長から質
問が出され、教育長より定例会以降、学校・教育委
員会における対応の状況の説明と特に人権を尊重す
る教育を推進しており、今後も注意深く見守ってほ
しいとの報告がありました。

また、委員からは国の指導に基づき、いじめがな
いことを評価するのではなく、いじめに対していか
に対応しているかを評価する方針に国・県とも変わ
っていることもよく踏まえ、しっかり対応してほし
い旨、要望をいたしました。

○埼玉県行田市との災害時における相互応援に関する 協定について

○小学校玄関の改修工事について。

教育長より、学校の安全管理上の観点から、小学
校の玄関3カ所を1カ所に集約する改修工事を実施
したい旨の説明がありました。

○小学校体育館の建設について。

小学校の体育館については、耐震診断の結果も踏
まえ、新築等も含め教育委員会で検討してきたが、
将来の学校建設も考慮し、耐震工事で対応したいと
のことで、来年度設計、26年度に工事を実施して
いきたいとの説明がありました。

委員からは、児童の安全のため、早急に進めてい
ただくよう要望がありました。

○下水道処理の整備計画について。

○上下水道課より下水処理場の今後10年間の整備計 画が示されました。

○ブルーライトアップカレンダーについて

温泉温水対策特別委員会

付託された議案審議

議案第10号 平成24年度草津町温泉温水供給
事業会計補正予算(第一次)について。

本議案は、平成24年度温泉温水供給事業会計に
おいて、人事異動に伴う人件費の補正及び立町区の
グリーンハイツ内に地域住民からの要望でもありま
した共同浴場施設の設置を目的とした不動産取得費
用の計上を主にした補正予算です。

原案のとおり承認しました。

○議案第11号 温泉引用者移転許可についてであり ます。

本議案は、羽田館を所有している有限会社羽田館
の譲渡に伴い、当該施設に引用許可がされている湯
畑源泉毎分23リットルに対して温泉引用者移転許
可申請がなされたものです。

温泉使用条例に基づく適正な申請であることから、
原案のとおり承認しました。

○付託議案外にかかわる事項について

1、「正真正銘五ツ星源泉宿66」の著者、小森威
典氏に対する抗議について。

委員会としては、しばらくは様子を見て判断す
るとの対応を行うこととしました。

2、草津町で行っている地熱反対に関連することで、
現在国では原発の事故以来、急速な地熱開発展開
を行っているということについて

10月23日に秋田県湯沢市の主催により、「マ
グマが日本を熱くする」をテーマとした地熱エキ
スポが開催され、委員長と温泉課長の2名で参加
し、地熱開発推進の実情についての見聞を行い、
その内容についての報告がありました。

報告結果をへて協議し、草津温泉として地熱開
発に対しては反対を一層強めて行くことをあらた
めて確認し、委員会としても強く反対の意思を示
すことを確認しました。

新井祥子議員に対する 懲罰について

草津町議会では12月定例会において、新井祥子議員に対し、次の懲罰を科すことを可決しました。

【科された懲罰の種類】

戒告

【懲罰が科されるまでの経過】

●12月5日

新井祥子議員に対する懲罰動議が6名の議員から議長に提出されました。

〈懲罰動議提出者〉

桜井伸一・水出文夫・黒岩 卓
市川栄一・山田英器・上坂国由

〈動議の提出理由〉

新井祥子議員は、去る12月3日開催の第6回定例会本会議において、日程第14の請願書・陳情書上程における請願及び陳情書等文書表No.3の上程に先立ち行われた一身上の弁明において、次の3つの事項について懲罰に値するものと思料されますので、本動議を取り上げ、懲罰委員会設置の上、しかるべき処分を求めるものであります。

1、山本和久氏より要望書を取り下げる書式の作成を、「彼が自ら要望書を取り下げたいと言いつたので、彼書を出したと言ったので、彼の手間を省くため書式を用意しました。」との発言であったが、12月4日付で山本氏から提出された申述書によると、山本氏は新井議員には要望書を取り下げる書式の

作成は依頼しておらず、新井議員の方から要望書の取り下げを求められ、勝手に新井議員が作成したとのことで、このことは双方の意見が食い違っており、事実確認の出来ない発言になっていること。

2、山本氏より頼まれてもいない要望書の取り下げ書式を、新井議員が自ら作成したことを本会議において発言し認めたことは、町民から草津町議会に新井議員に関しての要望書が提出されている中、その町民からの要望書を取り下げる書式を頼まれてもいないのに、議員自ら作成する行為自体、町民の要望書を提出する権利を侵害することにもなり、議員としてあるまじき行為である。

3、「ある旅館から出た要望書については、常々町政批判や議員の問題行動を聞かされており、そういうことを新聞に書く必要があると言われている」との発言は、地方自治法第132条に規定されている、議員は「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」という品位の保持に反するものであり、議員としてあるまじき行為である。

この新井議員の一連の行為に関して、12月3日の本会議での弁明では、反省するというよりも、事実と反した発言で、自分を正当化しようとし、議会議員としてやるべきではない町民の要望書を取り下げる書面を自ら作成した行為は、歴史ある草津町議会の品位を著し

く傷つけ、議会の信用を失墜させた大きな問題である。

以上、懲罰委員会を設置の上、しかるべき処分を求める理由であります。

●12月7日

「新井祥子議員に対する懲罰の件について」を議題として本会議が開かれ、直ちに設置された懲罰特別委員会に付託の後、審査が行われました。

〈懲罰特別委員会〉

委員長 桜井伸一
副委員長 黒岩 卓
委員 宮崎謹一・水出文夫
羽部光男・後藤文雄
市川栄一・山田英器
上坂国由

〈委員会の結論〉

12月7日懲罰特別委員長から次のとおり委員長報告（要旨）が行われました。

12月3日の発言において、「彼の手間を省くため、書面を用意しました」と言っており、これは憲法で守られている国民の請願行為の侵害にもある。また、「ある旅館から出た要望書については、常々町政批判や議員の問題行動を聞かされており、そういうことを新聞に書く必要がある」と言われている」という発言は、地方自治法132条の「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」に抵触するものである。

議場外においても新井議員の行為は、議会運営に直接的に影響を与える行為であり、地方自治法132条の「品位の保持」を乱す行為にあたる。

以上の理由から懲罰に値するものであるとの結論を、全会一致で決定

しました。

懲罰の種類は地方自治法135条第1項第1号の戒告処分とすることを、賛成多数で決定しました。なお、少数意見で除名処分が相当との意見もありました。

以上の委員長報告を受けて、採決の結果、賛成9名、反対0名により、「戒告」の懲罰が可決され、本会議場において議長から次の戒告文が朗読されました。

〈戒告文〉

新井祥子議員は、平成24年12月3日の第6回定例会本会議における、一身上の弁明において、町民から提出された要望書の取下げ書行使の目的をもって自ら作成したことは、憲法で認められている「国民の請願行為」を否定することにもなる。

また、他人の私生活にわたる言論をも述べたことは、地方自治法で禁止されている「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」ことに抵触していると認められる。

議場外における行為も、草津町議会の議会運営に直接大きな支障を与えた。

このことは、議会の品位と信用を著しく損ね、秩序を乱したと認められ、議員の職分にかんがみ誠に遺憾である。議員活動においては、議員の品格、秩序を尊重し、二度とこのような懲罰にあたる言動は厳に慎まれない。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成24年12月7日 草津町議会

忙中感記

議員が順番に、日頃感じていることなど、自由に書く欄を「忙中感記」として連載します。

6回目は
市川栄一議員です。

市川栄一議員

議員として常に気配りをしていることは、住民相談にいかに対処していくべきかを、いつも真剣に考えることである。

住民相談で大切なことは、相談を受けた問題に対して何でも真剣に聞いてあげて、現場主義に徹する事が大事であると思っている、住民相談のほとんどが電話でまづ伝えられてくる、そうすると本人と直接会って話の内容を再確認するか、現場に赴き自分の目で再確認し調査をしないと的確な処理と判断ができない。

相談の内容によつては、直ぐに解決出来る案件があれば、どう考えても解決の糸口の見えない案件もあるが、本人に対しては誠実に対応

する事が大事だと常に考えている。

道路に穴があいているとか、凍結で道路が凍って危険であるとか、カーブミラーの設置を考えて欲しい等の相談を受けると、私は直ぐに現場に赴き、まず自分自身の目で確認してから役場の担当課に連絡をとり、どう対処すべきか相談し対応するように心がけている。

又、相談を受けた案件でこれは法律で解決するしかないと判断した場合は、弁護士さんに連絡を取りながら問題処理の解決に努力をしている。

ただ法律に無知であれば追い込まれて最悪のシナリオとなるケースが多々見られるから、困ったことがあるたら勇気をもって法律相談を受けるか、民生委員さんなり議員さんに相談する事が大事だと常に痛感している。

議員として大事なことは議会において活発に活動することはもちろんであるが、住民の声、庶民の声を行政に訴え、反映させていくことが非常に重要な事であると思つていて、特に住民相談は生活に直接密着していることから非常に大事なことであるので、どんな問題

であれ悩んでいる方がいれば気軽に相談を持ちかけて欲しいと思つている。

今までに受けた相談で感じることは、高齢者が抱える問題が非常に多かったと記憶している。これには社会構造、特に高齢化率が大きく起因していると思ひ調査してみた。

結果、全国の二〇一〇年の国勢調査の数字では23%と非常に高い水準になつて

いることが解つた、全国的には約4人に1人が65歳以上ということで日本は超高齢社会ということになる。

草津町を調べてみたら今現在で約30%を少し超えていた、実に65歳以上の方が3人に一人という、国の水準をはるかに超えた超高齢社会であることが解り愕然とした。

このことは、他人事でなく自分もあと数年で超高齢社会の一員になる。余談だが、私の父も二〇一四年1月で88歳になる、特別養護老人ホームに入所している知人のご婦人から、論すように良く言われた。



と何度も聞かされた。

父の誕生日は二〇一三年5月15日で来年のことで米寿のお祝いにはまだ早かったが、町外の娘や孫、ひ孫たちに冬草津町に集まってもらつてお祝をするのは大変だと思ひ二〇一二年11月に草津のある旅館で米寿のお祝いをした。

席上、父は非常に喜んで自身の半生を涙ながらに語つていた。

第二次世界大戦に青春時代をラバウル海軍航空隊で過ごし、捕虜となつて現地の先住民と生活を共にし、先住民と一緒に生活し、先

住民が日頃歌つていた飛行機の歌2曲を、先住民の言葉で歌つてくれた、捕虜生活の中にあつても、当時のアメリカ兵は皆紳士的だったとも話してくれた。

帰国後、足尾銅山、白根鉱山で働き、戦後の激動期を乗り越え私を育ててくれた、幸い父は健康に恵まれ、今でも家族を煩わしく思うこともなく、自炊して元気にくらしている、いつまで元

気でいられるか解らないが、今後も出来るだけ親孝行をするように心がけている。超高齢社会で父みたいな元氣な高齢者であればいいが、現実を見てみると、認知症、介護を必要とする人、年金では食べていけない人、一人暮らしの高齢者等々、大変な生活環境におかれている方がたくさんいる。

微力ではあるが、そういった方々を支援する「日常生活自立支援事業生活支援員」のボランティア活動もさせていたたいっている。

今後、超高齢社会に対して、安心、安全な福祉の充実が益々求められる社会にしていかなければならない状況になつてきていると、真剣に感じて



あの質問はどうなった？

質問その後

中学校トイレ改修工事費が予算化されていないが、今後の見通しは。
平成24年3月定例会 山田英器議員

答

精査して、補正予算を組んでやりたい。

その後

6月定例会で補正予算（2カ年事業で行う1年目予算）が議決され、11月末に1階と2階のトイレが改修された。



みなさんからの請願書・陳情書はつぎのとおりとなりました。

件 名	請 願 陳 情 等 の 要 旨	請 願 ・ 陳 情 者 の 氏 名	付 託 委 員 会	審 査 結 果
草津町における震災瓦礫処理についての陳情書	福島原発事故による放射性物質を含んだ震災瓦礫処理について、草津町は一切の受け入れを拒否するよう陳情致します。	東京都杉並区 菅原 夏実	民教土木 常任委員会	趣旨 採択
町議会議員の後援会報発行に関する要望書	町議会議員の後援会報発行にあたっては、公職者としての基本姿勢のもとで、品位ある内容とするよう要望致します。	山本 和久	議会運営 委員会	採択
「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に関する陳情	オスプレイの沖縄配備など日本への持ち込みと配備、その飛行訓練などの計画の撤回を求める意見書を、本議会から提出してください。	群馬県平和運動センター 陳情者代表 猪上 輝雄	総務観光 常任委員会	不採択
「脱原発を求める意見書」採択に関する陳情	福島第一原発の事故を教訓に、再び同様の事故を引き起こすことのないよう、政府がエネルギー政策を根本的に転換し、一日も早く危険な原子利用から脱却することを求める意見書を、本議会から提出して下さい。	群馬県平和運動センター 陳情者代表 猪上 輝雄	総務観光 常任委員会	不採択
新井祥子議員の言動に関する要望書	新井祥子議員の言動が、草津町議会議員として逸脱していないか。	松島 三郎	議会運営 委員会	採択
草津町議会議員発行の「しよこたん通信」に関する要望書	「しよこたん通信」の新聞折り込みによる、精神的な被害、また旅館経営上の損害を防止するための対応をお願いします。	中沢 芳章	議会運営 委員会	採択
安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図るため、国に対して意見書を提出して下さい。	群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	民教土木 常任委員会	審議 未了
介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書	安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るため、国に対して意見書を提出して下さい。	群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	民教土木 常任委員会	趣旨 採択
温泉街における無線LAN接続環境構築に関する陳情書	国内外のお客様が屋外で利用できる無線LAN環境の整備、スマートフォンやタブレット端末向けのアプリケーションの開発と提供、今年度において屋外アンテナ設置の調査について予算計上し、実施して下さい。	草津温泉観光協会 会長 山田 寅幸 草津町商工会 会長 武藤 義徳 草津温泉旅館協同組合 代表理事 黒岩 裕喜男	総務観光 常任委員会	採択
町道東町一号线拡幅要望請願書	町道東町1号線（立町区、大王食堂から一川旅館を経て食堂鳥彦間）は幅員が狭いため、交通の安全確保、防災のルート確保のためにも、緊急に拡幅改良工事をして下さい。	請願者代表 霜田 定生 外35名 紹介議員 市川 栄一 " 後藤 文雄	総務観光 常任委員会	継続 審査
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情	本議会から、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を提出して下さい。	利根郡昭和村 新井 英志	総務観光 常任委員会	不採択

一 般 質 問

Q 草津中学校廃品回収の存続について



上坂国由議員

草津中学校の生徒、先生、PTAにより実施されている廃品回収は長年にわたり実施され、町民の方々にも定着されている活動になっていくことに感謝しております。

この活動には、部活の活動費の補助と始めたことがきっかけで、今でもその目的と社会貢献の学習、リサイクルについての学びの一環として行われています。

しかし、近年参加させていただく中で、活動の継続について難しくなっていることで調査をさせていただきました。景気低迷の状況下で主な回収品の古紙の買い取り価格の低下、事業者の輸送コストの上昇などにより、採算性において厳しい状況となっていることがわかりました。

ただ、市町村においては、有価物集団回収奨励金が現在も団体や協力事業者に支払われ、教育面、環境面に貢献される多くの市町村が取り組む、協力をしています。

草津町は平成17年より奨励金が減額され事業者の負担と協力により存続されているとのことでした。平成17年において奨励金の減額及び廃止に

なった理由、そしてこの活動についての今後の協力についてお聞きいたします。



廃品回収

A 町長

草津中学校廃品の、上坂議員の言われるとおり、草津中学校では平成2年から環境への取り組みや学習の一環としてPTAの皆様や町民の方々のご協力をいただき、年2回の廃品回収を行うことにより、約100トンの古紙、古い紙等の資源を回収し、町の奨励金と業者の引き取り費用を合わせて年間約55万円余りが部活動の活動費として有効に使われています。質問にある町の奨励金ですが、町が助成するすべての補助金を見直しが行われ、近隣の金額を考慮して奨励金を見直しを行い、平成18年度でありますけれども、キログラム8円の奨励金を4円に減額をしています。

草津町ではさきに述べたとおり、中学校で20年以上廃品回収の取り組みをしており、町の奨励金を部活動の活動費として有効に活用していることから、現在のキログラム当たり4円の奨励金を引き続き継続してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

Q 厚生労働省の子ども・子育て支援における草津町の取り組みについて

子育て世代の負担の軽減、生活環境の時代的変化による保育事業の見直しや取り組み、今後の働きながらこの子育てできる環境づくりや子育て世代へ向けた安心と思える町の施策について取り組んでいることをお聞きいたします。

A 町長

国におきましては子供の育ちを社会全体で応援するため、総合的な子ども・子育て支援を進めております。草津町におきましても、乳児全戸訪問、子育てひろばの開設、低額な保育料、児童室の充実、給食費助成など各年齢層に対しての子育て支援を実施しています。中学校卒業まで子供の医療費無料化が現在実施をされ

ております。

特に、社会福祉協議会からの提案と協力を得て、本年の10月から地域子育て支援拠点事業として「子育てひろばすくすく」を開設いたしました。「子育てひろば」は、将来的には施設の設備や人的体制の整備も必要となりますが、ゼロ歳児、1歳児の一時預かり、現在教育委員会で行っております児童室を吸収し、「児童館」と整備していくなど、子育ての支援の中核として充実をしていければと考えています。

また、あおぞら保育園におきましては、今現在、3歳未満児の保育需要が高まっていることから、受け入れの対応について検討しているところです。1歳児半未満については、離乳食が食べられなければ難しいとのことで、1歳半を超えた園児さんに対してこの取り組みでいきたいという

今待機児童という言葉まで出ている、ルールからすると要望のある園児さんたちを取り入れることは難しいが、それはそれとしてママさんたちを支援するために、一家を支援するために、要望がある入園者に対しては可能な限り不満の出ないように取り組んでいきたいと思っております。

また、25年度から新たな入園児の皆さんがスタートするわけですが、例えばそのときに1歳半になっていなかったら9月に1歳半になるというふうに判断するならば、その時

点で園児さんを受け入れるという柔軟性も考えてます。そうしますと、かなり規模的にも言えますが、人数は多くなるのですが、対応しておるということで、今打ち合わせをしているところで、私としては対応し切れるものと確信して、その上で事業を進めたいと思っております。

今現在、発達障害とまで言い切れないグレーゾンの子供に対しては、他町村でも余り例のない支援として未就園児は健康推進課で、幼稚園・保育園児はそれぞれの園で、また小・中学校の児童・生徒は教育委員会というように、健康推進課を中心として切れ目なくその支援する体制を整えております。

このように、子育て支援につきましても、できる限りの施策を行ってまいりますが、まだまだ手薄なところもあると思っておりますが、皆さんの意見を十分に聞きながら、この支援をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今現在、保育園のほうで申し込みもありますので、それも含めて1歳半を超えたならば可能な限り何とか対応できるというふうにも思っていますのでどうしてもスペースが足りなければ2階の部分も含めて対応も考えてみたいと、ありとあらゆる手段を行使して、住民の皆様、家族の皆様要望にこたえていきたいと思っております。

Q 経済不況下での

町民経済について

羽部光男議員

二〇一三年は12年に輪をかけた経済不況が予想されているという気がかりな報道がある。こうした中で行われている今回の総選挙の一大争点になっている消費増税問題は、これが実施されれば国民の消費意欲を失わせ、不況を一層深刻化させると指摘されている。特に、観光に経済基盤を置く草津町にとっては、この影響は大きなものになるおそれがあると思われる。

こうした中で健康保険料や介護保険料の引き上げが実施されれば、町民生活は破壊され、町民経済はますます悪化の方向に向かうおそれがある。経済の底が抜けると言われる大不況をさらに深刻化させる増税と国民負担増は、草津町にとっても大きな打撃になると思うが、町長の見解はいかがか。また、草津町としての対策は、来年度予算にどのように反映されるおつもりをお伺いしたい。

A 町長

消費税の問題は、国を二分化する議論の中で国が施策として判断するというところで、町議会という中で首長としていいか悪いか判断をここでコメントするのは、差し控えたい。

国保税は一つが国保加入者の医療分に充てる医療費分、二つが後期高齢者医療に対する国保の負担分に充てる後期高齢者支援金分、三に介護保険に対する国保の負担分に充てる介護納付金分

で成り立っている。このうち、医療費分と後期高齢者支援金については、平成24年度に税率改正をさせていた。25年度は、

その際に据え置いた介護納付金分の改正をお願いしようということである。

国保税は国保特別会計の約四分の一を占める主要な財源だが、現年度分の徴収率は90%前後と微妙に低い状況である。これは、観光地特有の現象といつてよい。

この徴収率の低さと医療費、また後期高齢者支援金、介護納付金の上昇により、不足について一般会計から法定外の繰入金を繰り入れていくのが実態である。国保財政が厳しい中、昨年は町民負担を軽減するという配慮の中で、介護納付金の税率を上げなかったのだ、それをそろえさせていたのだ、たいというところである。

次に、介護保険特別会計の財源は、国・県・町からの公費分として40歳から64歳までの方の国保・社保・各種共済組合等からの介護納付金と65歳以上の方から納めていただく介護保険料で成り立っている。

公費分としての介護納付金分については負担割合の清算がなされており、介護保険特別会計の繰入金には含まれていないが、それ以外の65歳以上の方からの介護保険料のみが繰り越され、基金として積み立てられている。

この基金は、介護納付準備金としてこれらの介護保険特別会計は円滑な運営に

備えるものであり、平成12年度制度発足以来、当初は資金繰りが困難であったが、平成18年ごろから順調に推移をしてきたことから、現在の基金残高は1億5千万円である。他の多くの町村では基金を取り崩し、介護保険料の値上げをしているが、草津町では介護保険料も7年間据え置いた状況で推移をしている。今後は高齢者人口もふえること、また納付額大きくなる75歳以上の後期高齢者に団塊の世代が入ってくることで費用増も予想されるので、これからはこの基金を取り崩しての運営も予想されるが、安定した運営に維持したいものと考えている。

法令外負担金については剰余金が出たならば逆に一般会計に戻すのが筋だと思う。きちんとわかりやすい仕組みをつくってまいりたい。保険料というものは個々の皆さんからいただいて、それが介護保険という一つのくくりの中に入ってくるわけだが、それが余ったならば保険税はその逆の道でもとへ戻っていくが、保険料は戻す方法がない。結果として、それが基金に積み立てられ現在1億5千万円ほどあるということである。

私の判断は国保税は国保税で上げさせてもらって、今後は政策的に判断できる保険料を、7年上げてい

いから上げてくれたら、そういう単純なものではなく、今後の人口推移、その年代になるとどういうふうになるかシミュレーションし、その上でこの保険料を上げるか上げないか、これは私の政策上の判断でできるといふふうに認識をした。そのシミュレーションを見た上で、保険料のほうは据え置く方法もあるかもしれない。

今までこういう発想はなかったと思うが、下げる方法もあるのではないかと。草津町では人口推計で何年後にはどういうふうになるかというものをとらえた上で、上げるか下げるか据え置くか、その判断を町長としてしたい。

政策上の判断は私にあるというところで、保険料のほうには弾力的な考え方でとらえたい。しかしながら、保険税のほうは去年上げさせていたのだが、それでも物すごく赤字だ。その介護保険に回す分だけは除いて上げたのが実態ということをご理解いただきたい。

今後、予算編成の段階で、また全体会議でも開いていただき、わかりやすく提案して。皆さんにも十分ご理解していただいた上で、政策的に判断できるものは政策的に判断するというふうな姿勢で臨みたい。

一 般 質 問



水はとても大切なものです。水があるからこそ私達も生活ができますし、お客様を呼ぶことができます。先日の水源地視察ではそのことをより感じることができました。

そこで、災害時、もし断水になった場合の対応を教えてください。

①水源地に対しての対応。
①町民に対しての対応。



新井祥子議員

Q 災害時の断水対策について

A 町長

ご視察いただいたとおり、当町の水源は山岳地帯の湧水を水源としており、一度災害が発生すると復旧時に大変時間がかかることから、心配をおかけしているところでもあります。

災害時の断水対応についてとの質問ですが、災害と申しましてさまざまな災害がございます。地震や火山の噴火などの自然災害、台風や豪雪などの気象災害、テロなどによる人工的なものなど、その原因により対応が異なるものとも考えております。

地震や火山の噴火などの自然災害には、平成13年2月に群馬県が幹事となり、県下全域で応援協定を締結してもおります。また、郡内の水道事業者との迅速な連携対応できるよう検討会議も行っていくところであります。

また、町内の水道事業者とは通常業務においての連携協力関係にあり、災害時の対応も万全を期しております。私が町議になる前の話ですけれども、送水管が

切断をされ、草津じゅうが何日も断水したときは、自衛隊も出動してその復旧に当たってまいりました。自衛隊もさまざまなときに応援をして、要請があれば対応してくれるとの確約もいただいておりますので、すべての問題を含めて対応してまいりたいと思います。

なお、現在の配水池有効容量は総量で1万9千100立方メートルと理解してもらってもいいのですが、最大時使用量の約一日分を確保しております。加えて、大型宿泊施設には緊急時の備えも兼ねた給水タンクの配置をお願いしております。

配水池の所在地は、旧天狗山料金所裏手に4千立方、あおぞら保育園下に6千立方、小学校体育館裏に5千200立方、小学校下に3千立方の、また亀山社分譲地の上に500立方になっております。ここを拠点にし、応急給水を実施することとしておりますし、しかし、災害が起きて被災のない強い水道施設として安定供給できるよう、今後も施設の改良も含めて緊急対応の問題には対応してまいりたいと思っております。

Q 震災後も各地の地震や想定外の事故のニュースがあり、町民の皆さんも何があるかわからない不安を抱えていると思いますので、今後もより充実とした対策と対応の周知をよろしくお願いいたします。



第2浄水場



本格的な雪のシーズンに入りました

土木課からのお願い

冬期間、みなさんが利用する道路を少しでも早く、きれいに除雪するために、町では町内の委託業者及び土木課職員により、除雪体制を整えています。

除雪作業は通常10センチメートル程度の積雪を目安に出動します。そして、交通量の多い日中は渋滞を招いたり危険を伴うため、主に深夜から早朝にかけて行い、出来る限り通勤、通学時までには終了するように努めています。

しかし、大雪の時や明け方に降った時は作業時間、除雪順路が大幅に変わることがあります。また、除雪作業に伴う騒音や振動によりご迷惑をおかけしますが、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



除雪作業開始



路上駐車・なければ広くかけるのに



きれいに仕上がってきたぞ

◎路上駐車の禁止にご協力下さい。

路上駐車は、除雪作業に大きな支障をきたします。吹雪や夜間などは事故の恐れもあり、場合によっては除雪できないこともありますので、路上駐車はやめましょう。

◎車道へ雪を出さないで下さい。

車道へ雪を出してしまうと、道路がデコボコになったりして交通事故や歩行者の障害となり、大変危険です。特に融雪道路だからといって雪だしをする方が見受けられますが、絶対になさらないようご協力をお願いいたします。

通行するのは地元の皆さんばかりでなく、観光で訪れるお客さまも多い草津町ですので、ぜひ皆様のご協力をお願いします。

◎屋根の雪、ツララの撤去にご協力下さい。

屋根の雪やつららなどが歩道上に落下した場合には、人命に関わる場合がありますので、雪下ろしなどに常に心がけて下さい。皆様のご協力をお願いいたします。

◎玄関先の除雪は各家庭でお願いします。

除雪作業は、限られた時間で広範囲を行うため、積もった雪をかきわけけることは出来ませんが、取り除くことはできません。除雪した雪が皆さんの玄関や車庫の前に、雪がたまってしまふことがあります。どうか自宅の出入り口等の除雪は自分で行うようご協力をお願いいたします。

問合せ先：草津町役場 土木課 】88-7184

編集後記

「地方分権」は着実に「地方のことは地方で決める時代」へと進んでいます。そして、国・県・町の中で最も住民に近い町議会の広報誌に求められる役割も、大きく変化しています。

議会では一昨年7月発行の議会だよりから紙面を刷新、表裏面をカラーとした「議会だよりハーモニ」そしてリニューアルし、本会議の様子や委員会の様子、日ごろの議会活動などを、よりわかりやすく、親しみやすく伝える紙面作りのため、編集委員一同試行錯誤を繰り返しています。字数を少なくすること、わかりやすい言葉にすること、写真を多く入れること、など課題はたくさんあり、落ち着くまでの間、レイアウトが変わったりしますが、ご理解をいただき、より多くの皆さんに本紙を手にとっていただけるよう努めていきたいと思えます。

(事務局 佐藤)

広報委員会

委員長 羽部光男
委員 山田英器
上坂国由